

「富山県外来医療計画（第8次前期）」の策定について

1 計画策定の趣旨

2018（平成30）年7月の医療法改正により、医療計画に定める事項に、外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項（外来医療計画）が追加された。

本県においては、「外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン」等を踏まえ、令和元年度に外来医療計画（計画期間2020（令和2）年度～2023（令和5）年度）を策定した。

引き続き、外来医療に係る医療提供体制の確保を図るため、新たな外来医療計画を策定するもの。

2 計画期間

2024（令和6）年度から2026（令和8）年度までの3年間

3 計画の概要

(1) 協議の場の設置

地域医療構想調整会議を外来医療に係る協議の場として活用する。

(2) 外来医師偏在指標を用いた外来医師多数区域

国のガイドラインでは、厚生労働省が算出する外来医師偏在指標が全二次医療圏の中で上位33.3%に該当する二次医療圏を外来医師多数区域として設定することとされているが、本県では、外来医師多数区域に該当する医療圏はない。

	新川	富山	高岡	砺波	全国
外来医師偏在指標	94.8	105.3	97.6	92.6	112.2

厚生労働省「外来医師偏在指標に係るデータ集」（令和5年度）

(3) 外来医療機能の状況

外来医療機能として、休日夜間等の初期救急医療の提供体制、在宅医療の提供体制、公衆衛生に係る医療提供体制の状況を示す。

(4) 医療機器の効率的な活用に係る計画

- ・医療機器（CT、MRI、PET、放射線治療、マンモグラフィ）の配置状況を示す。
- ・引き続き、共同利用の方針を定め、医療機器を新規・更新で購入する場合には、共同利用計画を作成することとする。